

ば、県に移管をしていただいて、それが子どもたちのためにも私はなると思います。ですから、せっかくおつくりになる懇話会ですから、そういった席で有識者の方々に十分に意見をお聞きして、そのテーブルに私は、ぜひ議題として上げていただきたいと思ひます。

そして教育長、長いスパンでそういう形をとるとは言いながらも、やはり時間はかかるでしょう。来年移行するとか再来年移行するとか、それはできないことですから、その間においても、今、あなた方が対応するような商業高校であってはなりませんよ。教育委員会はもう少ししっかりして、新人の方々が傍聴なさっておるんですよ。こういう方々が将来、市をしょって、教育委員会もしょっていくわけですよ。どうか、教育委員会は、教育長あなたを中心に、もう少し、しっかりした態度で、事に対処をしていただきたいと思ひます。商業高校で先生方は組合が拒否をなさろうとどうしようと、それが人事異動することが子どものためにもなるし、学校のためにもなることなんですよ。そこを、あなたは責任者として、先生方によく説得をしていただきたいと思ひます。

お願いをして質問を終わります。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時2分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。16番中田 剛議員。

〔中田 剛君登壇〕

16番（中田 剛君） 質問通告に基づきまして、逐次、質問をいたします。市長並びに係理事者の誠意あるご答弁を期待するものであります。

最初に、市長の政治姿勢について、有事法制の問題、非核三原則見直し発言の問題、核搭載可能なアメリカ艦船の長崎港入港問題など、被爆長崎市民にとって容認できない状況が生まれていますので、以下、これらの問題について質問をいたします。

まず、有事法制化の問題です。

有事法制3法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）が国会審議

の中で緊迫の度を深めています。政府は、有事法制は日本が攻撃を受けたときに必要な法制だと繰り返し強調をしていますが、武力攻撃に対し、何の準備がなくてもよいのかとの態度を主張しています。しかし、有事法制は、日本を守るための法律ではなく、アメリカの軍事行動に対し、日本と一緒に参戦することが真のねらいではないのでしょうか。

小泉総理自身が国会答弁でも、「我が国に脅威を与える特定の国を想定していない」と述べています。このことは、日本を守るために有事法制が発動されることは想定されていないものです。

一方では、アメリカの戦争に参加をしていく準備は着々と進んでいます。1997年、5年前であります。日本とアメリカ政府は、新ガイドライン（防衛協力の指針）に合意し、それに基づき、3年前は戦争法である周辺事態法がつくられました。インド洋に展開している自衛隊の行動に見られるとおりです。こうして、アメリカがアジアで軍事行動を起こしたとき、日本も攻撃されるおそれがあるとの口実を設け、自衛隊がアメリカ軍の後方支援を実施するようになったことは、ご承知のとおりであります。

3法案の中身を見てみますと、有事法制は、周辺事態法と同じように、武力攻撃のおそれ、また、武力攻撃が予測されるとして発動されることとなります。アメリカが軍事介入をするとき、自衛隊はもちろん、国民まで総動員しようというのが、有事法制の中身ではありませんか。重要なことは、これまでの周辺事態法（戦争法）の制約を越えて、日本が武力行使を行うことを宣言したことにあります。憲法を踏みにじる点でも、国連憲章に違反し、武力行使を実施する点でも、容認することはできない内容になっています。

さらに許すことができないことは、有事法制のもとでは、国民の自由や人権を押さえつけ、戦争に総動員する仕組みをつくろうとしています。戦争最優先の国家体制そのものです。そのため、「国民は必要な協力をするよう努めるものとする」と明記し、戦争協力の義務を課しています。その上で、法案は、命令があれば必ず国民が従わなければならない問題を具体的に列挙しています。例えば土地、施設、物資は、自衛隊が必要だと宣告

すれば差し出さなければなりません。医療、運輸、建築、土木などにかかわる仕事をしている人には、業務従事命令が出されることになります。

太平洋戦争や原爆被爆の悲惨な体験を持つ日本は、有事法制反対の世論も強いでしょう。そういうときに、命令に従わなければ、国民には懲役を含む罰則があります。まさに国民総動員体制そのものです。

自治体との関係においてもそうです。自治体が国の道具になった戦前の教訓を踏まえ、現在の憲法のもとでは、国も自治体もそれぞれ独立した立場になっています。国が自治体に関与する場合は、勧告あるいは要請の言葉が使用されているように、強制力はありません。ところが、有事法制のもとでは、国は自治体に指示する権限が与えられることとなります。

伊藤市長は、コメントを発表し、地方の声を聞くようにとの声明を出されておりますが、有事法制そのものにきっぱりと反対をする、その立場こそ被爆地長崎にふさわしい態度ではないのでしょうか。

市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、非核三原則の見直し発言について質問いたします。

非核三原則は、「不変の原則」「不動の方針」であることは、国是として歴代政府が明確にとってきた態度であります。1971年の衆議院での国会決議は、政府の政策表明だけであったものを、国会の決議とするとして、趣旨説明の中で、単なる可能性を持つ政府の政策としての非核三原則を、国権の最高機関である国会において、核兵器の製造、保有、持ち込みを禁止する決議を明確に行っています。国民の総意として内外に鮮明にすることで極めて大きな意義があるとし、この決議は、非核三原則を国の基本方針とすると議決しているものです。それ以来、歴代の政府は非核三原則を国是として位置づけてまいりました。

今回の発言は、政府首脳発言として伝えられた福田長官の発言であります。非核三原則は国際情勢が変化をしたり、国際世論が核を持つべきだなどとなれば変わることがあるかもしれないというものであります。国際情勢の変化や世論なりの状況の変化があれば非核三原則を見直しもあり

得るとなれば、国是として内外に表明してきた日本の立場は、国際的な信頼を全くなくしてしまうでしょう。現に、隣国である韓国では、地球規模の平和に対する挑戦と指摘し、中国でも外務省報道官が厳しく批判するなど、国際的な波紋が広がっているところです。

長崎市は、市民平和憲章の中でも、あるいは伊藤市長自身も核兵器の全面禁止を目指し、国際的な行動を行うとともに、被爆地長崎の声を世界に訴える努力をしています。今回の発言をどのように受けとめておられるのか。少なくとも非核三原則の法制化が強く求められる状況になっていると考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、アメリカの核爆発装置製造再開の問題です。

先日は、アメリカとロシアとの間で戦略攻撃兵器削減条約が結ばれ、少しでも核兵器が削減できるのであればという世論が部分的にはありました。しかし、今回の核爆発装置製造再開で、核戦力はしっかりと堅持する立場で世界を欺く条約であったことが明確になってきました。

現在、世界に求められていることは、2000年5月にNPT検討会議で採択をされた「核保有国みずから核兵器廃絶に進む明確な約束」、これを実施し、核兵器廃絶を目指すことが今日の国際的な到達点ではないでしょうか。インドとパキスタンの間で核兵器の使用が危惧され、世界の外交が軍事的緊張緩和に努力をしているとき、核爆発装置が製造再開されることは、これらの努力にも逆行することではないでしょうか。

市長もコメントを発表していますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、長崎の港への艦船入港の問題です。

アフガニスタンの報復戦争に参加したアメリカ海軍のイージス艦「カーティス・ウィルバー」が、きょう、長崎の港に入港をいたしました。核搭載可能な巡航ミサイルトマホークを装備した最新鋭のミサイル駆逐艦です。カーティス・ウィルバーは9,100トン、これは空母「キティー・ホーク」の随伴艦として知られています。これまで何度となくアメリカの艦船が長崎の港に入港していますが、私は、その経過を見ると、最初は小型艦で頻度も少ないものでしたが、最近になると核兵器積

載可能な大型艦が頻繁に入港する実態になってまいりました。

私たちは、このような軍艦が何のために平和の港・長崎港に入港してくるのか。核兵器廃絶と世界の平和を希求してやまない被爆地市民の感情を率直に言って逆なでをしている、このように指摘し、市民に対する露骨な挑戦であると受けとめる以外にありません。

今回、カーティス・ウィルバーの入港について、市長は回避の態度を取っておられますが、この際、非核長崎港を明確に宣言をして、神戸の港のようにすることが被爆地長崎の責務だと考えています。

市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、公立保育所の民間移譲の問題です。

本市は、市立保育所の福田保育所、茂木保育所を当面、民間保育所に移譲する計画を進めています。先日の議会答弁では、将来は公立保育所全体の民間移譲を視野に入れているようであります。児童福祉法は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」との理念を掲げ、行政の責務として、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と位置づけています。この児童福祉法は、戦後、福祉三法といわれてきた時期から、今は福祉六法であります。福祉の中心的な法律として尊重されてきたものであります。本来、法の精神としては、すべて行政が実施することがあるべき姿であることは明確であります。

ところで、茂木保育所にしても、福田保育所にしても、3回から4回の地元説明会が実施をされています。いずれも保護者の厳しい反対の声で民間移譲のあり方が問われている状況であります。

私も説明会には都度都度、参加をさせていただきましたが、父母の声を直接聞きました。要約をしますと、「仕事と子育ての両立をしたい」「安心して子育てをしたい」「豊かに育てたい」と、こういう当たり前の思いを大事に受けとめてほしい、「よい保育を実践するには、それなりの予算がかかる」との認識を逆に持ってほしい、こういう率直な声であります。

市は、茂木、福田保育所とも民間移譲を優先させた理由として、まず建物がしっかりしていること、定員割れの心配がないこと、経済効果が見込まれることなどを理由に挙げています。まさに、移譲先の民間のことだけが理由として先行し、父母の気持ちなど二の次との態度ではありませんか。3月議会、6月議会と条例改正は見送られましたが、この際、何が何でもということではなくて、一度撤回し、そのよしあしも含めて、市として改めての内部論議を十分に行う、こういう態度を取ったらいかがでしょうか。この点を率直に市長に提案をしたいと思います。

次に、地域産業の振興と不況対策の問題です。

今日の経済情勢は、専門的な経済学者の間でも、単なる景気の悪化というものではなく、同時並行的に物価が下がる日本経済が過去体験したことがない未知の分野に入っていると、これから先の展開にも多くの危惧を指摘しているところであります。

小泉内閣の対策も不良債権処理が優先をされたり、社会保障制度の中心である年金改悪、医療費の自己負担の引き上げ、勤労者の健保の3割負担など国民に新たな負担を求めるなど、消費がさらに低下をする方策であります。

そこで、不良債権処理の中で銀行等の貸し渋りが強化され、中小企業や個人企業の方々など、率直に、これでは対策が取れない、このように悲痛な声を上げておられます。それを象徴するかのよう、例えば長崎市の倒産状況など過去最高になっています。新しい資料で、平成12年度の負債総額は2,531億円、これは過去通常の年度の倍から3倍の数値です。銀行の貸し渋りの中で、結局、市の融資制度も十分機能していないのが実情ではありませんか。

したがって、私どもは市の直貸し制度や、この機会に特別な対策本部などを設けて今日の深刻な不況に対処するよう求めてきたところであります。

長崎市は、かかる経済状況、雇用対策について、どう考えるのか、いまだもって具体的なものとして見えてきません。この点について、改めての見解を求めるものであります。

以上、壇上からの質問を終わります。

=（降壇）=

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 中田 剛議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、第1点の有事法制に対する見解の件でございますが、ご承知のとおり、政府は去る4月16日に、いわゆる武力攻撃事態対処法案、自衛隊法等の一部改正法案及び安全保障会議設置法の一部改正案を閣議決定し、直ちに国会に上程、現在、衆議院の有事法制特別委員会が審議をされているところであります。

私といたしましては、いわゆる有事法制が基本的には緊急事態において国民全体の安全を図るための制度であるとの理解はしておりますが、国民と地方自治体に直接かつ深刻な影響を及ぼす問題でもありと考へ、政府に対し、被爆都市の市長として要請書を提出したところであります。この要請書の中で、今回の法案決定に当たり、国民の生命、身体及び財産を保護するための制度、あるいはテロ、不審船対策が先送りになっていること、しかも、武力攻撃事態の定義も不明確なまま、政府が法整備に取り組もうとしていることに国民の多くが不安を覚えていることを強調しているところであります。

また、法案には地方自治体や公共機関への指示、それに従わない場合の国による代執行及び民間の土地利用や物資の保管命令など、国民の義務と権利にかかわる切実な問題も含まれていると指摘した上で、地方自治体の代表者あるいは関係者、有識者など広く国民の意見を聞く場を設置するように要請したところであります。

国におきましては、6月5日から7日にかけて、新潟市、佐世保市など4都市で公聴会を開催することになっておりますが、4都市で開催したことで地方の声を聞いたことになるのかという率直な疑問を持ってありますし、また、原爆による被害を受けた長崎市あるいは広島市、唯一地上戦が行われた沖縄県の声を聞いてほしいという思いを持っているのは、私だけではないのではないかと考へているところであります。

先ほど申し上げましたように、国民の生命、財産に直接関係のある問題ですので、憲法の平和理念のもと、国会において十分時間をかけて論議を

尽くしていただき、国民のコンセンサスを十分に得なければならない重要な問題であるというふう考へているところでございます。

次に、非核三原則と核武装発言への対応についてお答えをいたします。

去る5月中旬に、安倍官房副長官が「我が国の核兵器の保有は憲法上可能」と発言したことを受け、5月31日、日本政府首脳が我が国の非核三原則について見直しの可能性について発言し、また、福田官房長官も法理論的には核兵器を保有できる旨の発言があったとの報道に接しました。このような政府高官の相次ぐ発言につきましては、核兵器廃絶を訴え続けてきた被爆地としては大変遺憾かつ衝撃的であり、直ちに情報の収集を行ったところであります。その後、31日深夜に小泉首相が現内閣では非核三原則を堅持する旨の見解を表明したことにつきましては、皆様方、ご案内のとおりでございます。

本市といたしましては、かねてから8月9日の長崎平和宣言におきまして、繰り返し非核三原則の法制化を訴え続けておりますし、そのような立場からも、このたびの政府首脳発言は、被爆地の長年にわたる努力を否定するものであり、許せないとの思いを抱いているものでございます。しかし、我が国の最高責任者である首相から非核三原則を堅持する旨の見解が表明され、国会等で種々論議が行われておりますので、その推移を現在、見守っているところでございます。

このような事態を見るにつけ、中田 剛議員ご指摘のように、非核三原則の法制化は、緊急の課題として、その重要性を改めて認識した次第でありまして、6月2日の米国の核兵器起爆装置製造再開方針の表明に対しまして日本政府への要請におきましても、あわせて非核三原則の一日も早い法制化を訴えたところであります。今後とも機会をとらえて国に対し強く要請してまいりたいと考へております。

次に、米国の核爆発装置製造再開への長崎市の対応についてお答えをいたします。

6月2日、米国エネルギー省がプルトニウムを用いた核兵器の起爆装置の製造を再開する方針であるとの発表を行った旨の情報を入手いたしました。このたびの発表は、1989年以来停止していま

した核弾頭用のプルトニウムピット、いわゆるプルトニウムの固まりの製造を再開するというものでありますが、これはご存じのように、水爆の起爆装置に当たり、それ自体が長崎型原爆と同様のプルトニウム爆弾となるわけであります。

近年、米国とロシアによる核軍縮に伴い、核弾頭の中心部分となる装置の製造が必要なかったのでありますが、このたびの発表により、米国は、一定の核兵器を保有し続けるために核弾頭を更新していく決意を表明したものであるというふうにとめております。

したがいまして、このたびの方針表明は、1988年の中距離核戦力全廃条約、いわゆるINF条約の発効以来、緩やかながらも進みつつありました核軍縮の流れに逆行するものであり、核軍拡競争への扉を再び開き、平和への道を閉ざそうとするものとして、米国政府に対し、直ちに抗議文を送付し、方針の撤回を求めたところであります。あわせて、日本政府に対しても、米国政府に毅然たる態度で臨むよう要請を行った次第であります。

なお、一昨日、米国が臨界前核実験を6月6日に、本日でございますが、実施するとの報道がありましたので、直ちに在日アメリカ大使館を通じて実験の中止を求める抗議文を送付いたしました。実験は技術的な理由で延期されたところでありますが、ただいま入っています一番新しい情報では、8日の土曜日の午前には実験が行われるという情報が今、最新の情報でございます。

いずれにいたしましても、アメリカが行おうとしております臨界前核実験は、新たな核兵器の開発につながるものであり、その中止を厳しくこれからも求めていきたいというふうに考えております。

私といたしましては、今後とも核兵器をめぐる情勢を注意深く見詰めながら、一日も早い核兵器廃絶に向けまして一層の努力をしまいたいというふうに決意をしているところでございます。

次に、本日入港いたしました核積載可能艦船の長崎港入港問題でございますが、中田議員ご質問のように、アメリカ合衆国のミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」の長崎入港につきましては、去る5月30日、長崎県が記者発表いたしました。それによりますと、長崎港には本日から10日まで

入港、目的は通常入港というふうになっております。

米国のミサイル駆逐艦の長崎入港は、一昨年2月のディケイターに続きまして二度目の入港でありまして、いずれも最新鋭の艦船であります。

本市といたしましても、記者発表に先立ち、同艦の入港について非公式な連絡を長崎県から受けておりましたので、日本政府及び在福岡アメリカ領事館に入港回避の要請をいたしたところであります。

日本政府への要請につきましては、5月23日に私自身が外務省を訪れまして、原田審議官を訪問いたしまして、首相あてと外務大臣あての入港回避を求めた要請書を手渡したところでございます。

政府への要請書の中で、米国がロシアとの弾道弾迎撃ミサイル制限条約を一方的に破棄したり、CTBT（包括的核実験禁止条約）を死文化しようとするなど、核軍縮の流れに逆行する米国の核政策を批判したところであります。アフガニスタンや中東における紛争が絶えない中で、先端兵器を搭載した米国の艦船が長崎に入港することは、被爆都市長崎の市民感情からも到底受け入れがたいとして、政府が米国に対し、長崎への入港回避を申し入れるよう強く要請したところであります。しかしながら、私どもの要請を無視した形で、本日、米国艦船が入港したことは、大変残念であり、強い憤りを感じるものでございます。

長崎県においても、今回の米国艦船の入港については、日本政府及び在福岡アメリカ領事館に対し入港回避要請を行ったと聞いておりますので、今後とも被爆都市の市民感情にかんがみ、長崎県とも連携をしながら対処していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、福祉行政の保育所の問題でございますが、現在、市内には市立の保育所が12カ所、公益法人であります社会福祉法人等が運営する民間保育所54カ所の計66カ所の認可保育所がありますが、本年4月現在において、長崎市内に住所を有する乳幼児の保育所利用者数でございますが、6,340人となっております。この内訳でございますが、市立保育所12カ所に1,346人、率にいたしまして21.2%、民間保育所54カ所に4,935人、率にいたしまして77.8%、母親の出産等で市外の保育所に

通所している乳幼児が59人、1.0%となっております。

保育所は乳幼児の家庭養育の補完を行うところでありまして、国の示す保育所保育指針に基づき、公立・私立の別なく格差のない保育が実施されておりまして、また、運営費の支弁や指導監督権を通じて、行政の責任も一定確保されておりますので、民間でできるものは民間の活力を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、民間保育所におきましては、延長保育などの特別保育事業について、保護者の需要に応えるために積極的に取り組んでいただいているところでございまして、本市といたしましても、その助成に努めているところであります。

保育所につきましても満足度といたしましては、これは厚生労働省の平成12年度の地域児童福祉事業等調査の全国的に見た調査結果でございますが、「自宅からの距離や保育所の場所」「給食やおやつ」あるいは「預けている時間」など8項目につきまして、その満足度が公表されているところでありますが、「自宅からの距離や保育所の場所」の満足度以外は、どの項目におきましても、民間の方が公営よりも満足度が高くなっており、これらのことから、民間保育所の保育の質については十分に確保できているものと考えられますし、また、本市立との比較においても遜色はないというふうに判断しているところでございます。

少子化が進行していく中で、子どもたちが健やかに成長できる社会を構築していくことは、私たちの努めでありまして、これとあわせて、子育て支援策の推進も大きな課題となっているところであります。

その解決策といたしまして、例えば一つ、待機児童の解消、一つ、多様な保育需要への対応として延長保育あるいは一時保育、障害児保育などの特別保育事業の充実、一つ、乳幼児健康支援一時預かり事業、いわゆる病後児保育の充実、一つ、放課後児童健全育成事業の促進、一つ、地域子育て支援などの在宅の親子にかかわる子育ての相談・援助体制の整備など、子育て支援事業のさらなる充実が考えられるところであります。

本市の厳しい財政状況の中にもありまして、こ

れまで児童福祉施策の予算は大幅に増加させていただいているところでありまして、今後とも、引き続き議会の皆様方のご指摘を受けながら頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

このためにも、市立と同等の保育事業が実施できる社会福祉法人に保育所の運営を移譲することにより、限られた財源を効果的に活用させていただき、今後とも増大する児童福祉施策の予算に対応しようとするものでございます。

また、保育所の機能といたしましては、市立保育所ではまだ実施していない延長保育あるいは一時保育など多様化する保育ニーズに対応できる保育環境の充実を図るなど、保護者が選択できる幅の拡大を図っていくことが必要になってまいりではなからうかと思えます。

以上のようなことを勘案いたしまして、仕事と子育ての両立支援の上からも、今回、2カ所の市立保育所を民間に移譲しようとするものでございます。

私もこれまで、地元の皆さんや保護者等に対する説明会に出席させていただきまして、関係団体等からの陳情に際しましてご意見を承り、保護者の方々を抱いておられます不安については十分に認識しておりまして、できる限りの方策をもって、保護者の皆様方のご意見の反映あるいは不安の解消に努めてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

その一つの方策でございますが、社会福祉法人への移譲に際しても、また、移譲後も、当該保育所の運営に保護者の要望や意見が反映できるよう、長崎市が事務局となって、保護者や地元の代表者も含めた形で、当該保育所の運営協議会を設置し、保育所の運営について全体的に調整できるようにしていきたいというふうに考えているところであります。

また、移譲先の社会福祉法人の決定に際しましても、保護者も地元の代表の方にも選定委員会に参加をしていただきまして、選定を行いたいと考えているところでございます。

なお、これまで保護者の方々へ説明を重ねる中で、保育の制度的なものにつきましては、一定ご理解をいただけたものではなからうかという

ふうにご考えておりますが、保護者の皆様方の不安の解消等につきましては、先ほど申し上げました運営協議会の中で十分にご協議いただき、また、ご意見等も賜りながら、ご理解を得てまいりたいというふうにご考えているところでございますので、この辺の趣旨も含めて、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。＝（降壇）＝

商工部長（石崎喜仁君） 3点目の地域産業の振興と不況対策についてお答えいたします。

最近の中小企業をめぐる動向についてでございますが、本年5月、中小企業庁から発行された中小企業白書によりますと、平成12年度後半以降、経済全体が落ち込む中、中小企業の景気動向は急速に悪化し、中小企業の資金繰りも極めて厳しく、平成10年の金融危機に近づく深刻な状況となっております。

一方、平成13年度の市内の倒産状況についてでございますが、1,000万円以上の負債を抱えて倒産した企業は61社で、対前年度比16%の減、負債総額97億3,470万円で、前年度に比べまして減少はしているものの、依然厳しい状況が続いていると認識しております。これを原因別に見ますと、主なものといたしましては、受注・売上不振が37件、負債額63億2,000万円と最も多く、次いで放漫経営が11件、負債額13億6,000万円、焦げつき・連鎖倒産が6件、負債額8億8,500万円などとなっております。

このような中、中小企業者に対する融資制度につきましては、本市、金融機関、信用保証協会の3者の協調により、市内の中小企業者の方々の経営の健全化及び事業の安定化を図るため、長崎市中小企業融資制度として12の融資制度を設け、金融面から支援をいたしております。

本市の役割といたしましては、金融機関に一定の資金を預け、低金利の設定と保証料の一部を軽減することにより中小企業者の方々の支援をいたしております。平成13年度の実績といたしましては、小規模事業者を対象とした長崎市小企業振興資金において、新規件数607件、25億4,400万円、つなぎ資金としての長崎市中小企業短期資金において、件数で671件、26億2,900万円の実績が

ほか、取引業者の倒産の影響により連鎖倒産することを防止する長崎市連鎖倒産防止資金につきましては、融資実行件数4件、融資額は1,880万円となっております。市内の中小企業者の方々の資金調達に寄与しているものと考えております。

また、本市におきましては、商工部内において専門の金融相談員を配置し、本市の融資制度の紹介、あっせんのみならず、国、県の融資制度等の紹介及び相談を行う業務を行い、中小企業者が円滑に資金調達ができるよう努めております。

さらに、本年7月より小企業振興資金の借入限度額を1,000万円から1,250万円へ、創業資金を1,000万円から1,500万円へ引き上げることを予定しており、本市といたしましては、今後とも融資制度を充実させ、中小企業者がいつでも利用しやすく、また、資金調達が行えるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてお答えいたします。

まず、最近の雇用情勢については、本年4月の全国の完全失業率が5.2%で、ハローワーク長崎管内における月間有効求人倍率は、本年4月末現在で0.41%と、前年同月の0.50倍と比較して0.09ポイント下回るなど、引き続き厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中、本市といたしましては、公的な雇用の創出を図るため、平成13年度から16年度にかけて実施しております国の緊急地域雇用創出特別交付金事業に加え、財政調整基金の一部を取り崩し、市独自の雇用対策事業を実施しております。平成13年度は、補正予算で交付金事業3事業、単独事業2事業を行い、総事業7,108万5,000円、新規雇用者数165人の雇用創出を図りました。平成14年度につきましては、交付金事業7事業及び市単独事業15事業の実施に取り組んでおり、総事業費2億8,362万3,000円、新規雇用者数172人程度を見込んでおります。

そのほか、介護保険の認定調査事務など本市が行う事業においても、9事業、41人の新規雇用を予定いたしております。

また、雇用対策につながるものとして、これまで企業誘致に努めてまいりましたが、特に多数の雇用が見込まれるコールセンターの誘致につきまして、長崎県とともに誘致交渉を進め、平成13年

度は外資系2社の誘致が決定し、本年度中には230人程度の雇用が予定されております。

本市といたしましては、雇用対策事業を充実させ、企業誘致を含めた産業振興を図り、雇用の場の創出・確保に努め、不況打開の一助にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

16番（中田 剛君） 一通り答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

まず、カーティス・ウィルバーの長崎港入港の問題なんですが、これは市長ですね、市長も回避をしてほしいという努力をなされて、県もそういう態度で頑張ってきたというふうに思うんですね。しかし、そういう気持ちを無視して、結果的には入港してきたという状況になっています。これはしばしばこういう状況はあるんです。結局、回避を要求しても、日米地位協定を盾にとつて強制的に入港してくるという今日の状況であるわけですね。では、長崎市は、あるいは長崎県は、具体的に回避をさせる場合に強行手段はないのかと、もっと効力のある方法は取れないのかということを考えてみた場合に、ちょうど非核神戸方式みたいなものを取ったら私はいいと思うんです。そしたらこっちの気持ちも率直に伝わっていくわけですからね。

私は、回避を要請しながら、どうして非核神戸方式みたいに、長崎港は被爆地でもあるわけだから、そういう艦船の入港はお断りしますと、入港する場合には、核を積んでいるか積んでいないかの証明をぴしゃっとしてくださいという方式が取れないのかなという感じが率直にしてならないわけです。これはどこの努力を要請することも必要ないんですよ。県や市がその気になれば、そういう方向が取れるわけですから、実態として努力をされたらどうでしょうかという感じが今はしてなりません。そうしないと、入港をするたびに回避を要請しても、地位協定を前面に立てて入ってくるということでは、まさに被爆地域の市民の感情というのは永久に逆なでされていくのではないのでしょうか。

そういう点を率直に考慮して、県も市もどうでしょうか、ここでテーブルについて、こういう体制が取れないのか検討しようという方式に私は改

めてほしいと思いますが、市長のこれまでの答弁はそれはそれとして、誠意ある答弁だということに率直に受けとめていきたいと思うんですが、県・市としても、そういう態度が取れるということを私は研究してほしいと思います。この点は、ひとつぜひご答弁をお願いしておきたいと思います。

それから、いま一つ、同じ核問題で、非核三原則の問題ですね。これは、これまで私たちも日本の非核三原則は国是であると、核兵器を持たず、持ち込ませず、つくらずという形で、多くの方々は、その国是が基本方針であって、国はそれを忠実に守って実行していると、多くの国民はそう思っていたと思うんですよ。中には一部、国会の中でも、そういうものに対する疑念も生じるような論議もありました。そういうものもありましたが、多くの方は、国是ですからね、それを尊重してきておったわけです。

ところが、今回の発言というのは、そういう国民の皆さんの気持ちというものを全く踏みにじって、将来、そういう状況が生まれたら、場合によっては、日本も核を持つことができるようになるかもしれないとか、あるいはそういう方向を示唆するというのは、これは言語道断だと私は思うんですよ。市長もこの辺に対しては厳しいコメントを発表されているようですが、いま一度ですね、私は、これは単なるコメントでは済まない、今後の努力も、こういうふうな努力をしていくという方向も出されましたが、広島市長も一緒になって、あらゆる力を尽くして、いよいよこれは具体的に法制化する以外にないというのが、私の率直な気持ちです。これは国是としても、ややもすると、その国是が緩むような発言が出てくる、そうなってくると、いよいよ法制化に道を開いていく以外に方法はないんじゃないですか。市長もその点では、法制化を求めるといって強く主張されておりますし、ぜひそういう態度で、これは広島・長崎で努力をされると同時に、いろんな地方自治体の組み合わせもあるわけですから、非核自治体宣言の町とかですね。そういう形で、ぜひひとつ努力を要求しておきたいというふうに思います。

それから、いま一つ、これは有事法制の問題ですが、市長も地域の、いわゆる市民の要求を、もっと地域の声を聞きなさいということは、それは私

は非常に大事なことであると思います。これは地方自治体も相当に協力義務というものが強制的に課せられていくわけですから、これは予断を許さない状況になっていると思いますが、私はその前に、これまでの長い間の国会論議をいろいろ聞いてきた場合に、歴代政府というのは、大体、日本がそういった他国から武力干渉を受けるとか、攻撃をされるとか、そういうことが予測される事態というのは、満々万が一ないということを前提にできておったわけですね。現実的にはそんなんです。それは今の小泉総理も否定をしていません。そういう満々万が一のときに前提となって有事法制をつくり、それが発動される道はどこなのかということ考えた場合、アメリカが起こす武力攻撃に対して日本が参戦をしていくと、その国家体制をつくるというのが最大のねらいではないんでしょうか。

私は、そのところを無視して、被爆都市の市長としては通ることはできないと思うんです。その辺は、市長、その本質はどこにあるのか、市長の認識されているところを率直にお聞かせいただいて、その点について、私は、被爆都市の市長としてきっぱりとした政府に対する要請をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上の見解をお聞かせいただきたいと思います。市長（伊藤一長君） 中田 剛議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

順序が若干前後しますけれども、ご了解いただきたいと思います。

有事法制の件ですけれども、3法案が今、審議されていますけれども、やはり国民が一番関心が高いのは、一たん、あつてはいけないことですが、自分たちの生活にそういう事態が生じたときに、自分たちの生活はどうなるんだろうかというふうな問題ではないだろうか。自分たちの生活の問題、安全性の問題、避難をどういうふうにすればいいのか、あるいは本当にこの何年間にテロの問題とか不審船の問題とか、あるいは化学物質ですか、ああいうサリンとか炭疽菌とか、化学物質といった方がいいのか、化学兵器といった方がいいのか、そういう思いもかけないようなものが次から次に出てきますけれども、そのときにどういうふうに国民とか住民の生活の安全性を守

るのか。そういうふうなことが、これは今、用語としては国民保護法制という形で言われているようでございますが、こういうふうな緊急な問題、自分たちの生活に差し迫ったこういうものと、有事法制との問題の中で、まず自分たちの生活とかをどう守ってくれるのか、安全性がどうなのか、それが強いては国全体の防衛と申しますか、防護をどうするのかということの絡みではないのかなというふうには私は思えてなりません。

今は、軍備とか法制の3法案のことが最優先されていますけれども、国民の視点から見たら、私はそのことも含めた形の議論というものをもっと時間をかけて、そして、たくさんの方々の意見を聞いてしていただきたいというのが、私は大半の方々のご意見ではなからうかなというふうに思いますし、また、そういう手順を取っていただきたいと思います。

そういう中で、当然、もう一つ出てくるのは、地方自治体の問題でございますが、地方自治体に全く権限がないような、何かそういうふうな方向になりつつあるようですが、私はそうではなくて、やはり国民というのは、最終的にはどっかの地方自治体に生活しているわけでありますので、先ほどの国民保護法制の問題と絡めまして、やはり地方自治体の権限とか意見とか、そういうものを意見を徴したり、また、そういう非常事態のときにどの程度の権限、役割があるのかということも、もっとわかりやすい形で私はすべきではないかなということも含めた、もう少し時間をかけた議論というものが私は当然、必要だというふうに考えておりますので、この点、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

また、非核三原則の問題につきましては、これは当然、私どもは毎年、長崎の声として、この被爆地から平和宣言という形で、非核三原則の法制化という形をうたっておりますし、核の傘からの脱却、そして北東アジアの非核地帯の創設を言っておりますので、このことも含めて、やはり核兵器の恐ろしさとか、日本が唯一の被爆国でありますので、これを世界に訴えて核兵器のない世界を実現する努力ということは、これからも粘り強く頑張らなくてはならないというふうに考えております。

ですから、そういう中でああいうふうな発言があったということは非常に残念でありますし、私に言わせれば不見識だというふうに思えてならないんですが、そういうことも含めながら、これに懲りることなく、これからも粘り強く被爆地の声というものを国内または国外に伝える責任というのは長崎にあるというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

艦船の入港につきましては、今のところ、神戸方式をという前からのご指摘でわかりますけれども、直接の権限というのは、これは長崎港の管理の問題もございますし、いましばらく状況を見極めた方がいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

16番（中田 剛君） 艦船の、いわゆる核疑惑艦船の長崎港入港の問題ですが、市長は、もうしばらく様子を見てみたいということなんですが、もう何年こういう形で入ってきますか。様子を見たいというのは、かなり長い年月、もう進んでいるんですよ。そういう状況であっても、市長が回避を要請しても、なおかつ日米地位協定があるという形で入ってくるわけでしょう。私は、これに有効な対策が取れない状況であるのであれば、いろいろ研究もし、検討もしていく必要があると思いますが、地方自治体が努力をすれば、そういう対策を取れるじゃありませんか。現実には神戸だってやっている。高知だってやっている。金がかかることじゃないんです。そういう方式を具体的に取るということが、今の被爆地の市民、核をめぐる情勢の中で、私は、長崎市長が取るべき一番大事な態度ではないかというように率直に感じているわけです。

これは市長もご存じかと思うんですが、市長、もともと戦前は、それぞれ地域の港というのは国の管理であったわけですね。しかし、これは港湾法が戦後改正されるときに、国の管理下にそのまま置いておくと、またかつてのように、戦前のように、いわゆる軍港としての役割だけが強調されていくという歴史的な経過、そういう教訓の中から、いわゆる地方公共団体に港の権利を移していかうと、軍港として活用させないという点から出発をしているんですね、これは。土木建築部長、

もしうそだったら港湾法をひもといてほしいと思うんですが、そういう解説になっているんですよ。

そういう点からいきますと、私は、長崎県と長崎市が力を合わせて、長崎の港を非核の港にするという方式というのは、港湾法の立場からもごく当たり前の形だと、特別のことではないというように私は思うんです。

市長がもうしばらく時間をかけてほしいという気持ちもわかりますけれども、こういう時期ですから、この機会に、県に権限があるわけですから、県と率直に話し合って論議を詰めていくということではできないものでしょうか。この辺、市長、ひとつその気持ちがあるのかないか。よし、ひとつ知事と話してみますということであれば、率直にその答弁を聞かせてほしいと思いますし、いずれ近い時期に、私は、そういうことになったという答弁がくることを楽しみにしていますから、知事と今後、一遍詰めてみてくださいよ。率直に話し合える間柄でしょう。私が言うまでもなく、市長、そうでしょう。ですから、ひざを交えて、どうぞひとつ知事と大いに話し合って、そういう方向を出してくださいよ。そんな特別に難しいことではないと思いますので、そういう方向を要請しておきたいと思います。

それから、もう一つ、有事法制の問題ですが、時間の関係もありますので、率直に指摘しますが、今、政府が有事法制をつくるための最大の理由にしているのが、今、市長が言われた点ではないんですか。国民が一番、敵が攻めてきたりなんなりする場合にどうなのか、自分たちが心配すると。しかし、そういう事態が現実問題としては想定できないというのは、政府自身が言っているんですよ。目的は、アメリカとの対米軍事行動を一緒に進めていくという、その国家総動員体制づくりにあるということは明確ではないんですか。私は、そういう点は、被爆都市の市長として敏感でなければならぬと思います。敏感過ぎることはないと思います。

したがって、そういう点では、市長も一応危惧をされている。地方自治体の声も聞いてほしいという気持ちは率直に伝えてあるということですので、それはそれとして肯定をしていきたいと思いますが、市長、ひとつそういう方針で、ぜひ今後

も臨んでほしいということを要求しておきたいと思えます。

保育所の問題に移ります。民間活力の導入というのは、行政改革を進める上でいろんな形で語られてきました。しかし、保育所問題に限っての民間活力の導入というのは、どういうことなんでしょうか。今、少子化傾向が進む。しかし、この経済情勢ですから、働くお母さん方はふえるという状況になって、少子化傾向はふえるが、保育所への入所状態というのは相当ふえてきているという実態にあるわけですね。

先ほど数値を述べられましたが、そういう状況ですから、待機児童であるとか、定数以上に保育所に入れている子どもさん、月や日にちによって若干の数は変わってきますが、およそ1,500名なんです。そういう状況であれば、今、保育所における民間というのがあれば、これまでと同じように、民間が率先して保育所をつくっていくはずじゃありませんか。しかし、なかなか民間保育所で今はそういうところに手が出ないと、これは将来の少子化傾向に対する不安があるからじゃないですか。

私は、例えば福田保育所の場合も、定数が120名に対して145名近くが入っておられる。あと100名近くがほかの地域に行き保育をしておられるわけですから、それは場合によっては、外の希望もあるでしょう。新しく保育所をつくるというぐらいの気持ちがないと、今の保育行政には十分応えることはできないと、私は率直に思います。その点についても、率直な見解を聞かせてください。福祉保健部長（高谷洋一君） 保育所の移譲問題についての再質問にお答えいたします。

今の経済状況の中で、確かに保育所入所の希望者はどんどんふえている状況でございます。我々も待機児童の解消ということを一番の目標に、平成16年度までに何とか解消したいということでいろいろ考えているところでございますが、まず、無認可保育所の中でも、基準に合致した保育所につきましては認可保育所の方に転換をしていくとか、幼稚園の空き教室等がふえている状況でございますので、そこら辺の活用も何とか図っていききたい。それと既存の保育所も、まだ増築とかいう希望もございますので、そこら辺も援助をしてい

きたいということで、今、確かに定員の中で保育するというのが理想的だとは思いますが、やはり保育に欠ける児童を何とか基準の範囲の中で受け入れていただくということで、今のところ民間の保育所にもご協力をいただいて、若干定員をオーバーしながらも待機児童を少なくしていくという方向でやっているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

16番（中田 剛君） どうも市長、私が答弁を求めておるのに、立ってくれませんね。非核港の問題は、私は受けとめていいんですか。知事と具体的に交渉をやりますというように受けとめていいんでしょうか。その辺の見解を。これはよもや、市長、それはできませんということはないでしょう。どうぞひとつ、そういう点で努力してほしいと思えますので、市長の見解というものを最後にお聞かせをいただきたいと思えます。その時間だけは、私は残しておきます。

それから、福祉保健部長、あなたはそういうことを言うから、極端に言いますと、住民の皆さんにどうも十分な説明がなっていないということになるんじゃないですか。そうじゃないですか。極端に言いますと、3月議会と6月議会に条例改正を出そうとしておったのが、そういう関係で出せないことというのは、これは政治的に見ると恥ずべきことです。本来、その姿というのは、一度撤回をして、もう一度、市の内部で十分な協議を行うというのが、本来の姿ではないんですか。私はそう思いますよ。

市長、ちょっとだけ時間が残っていますから、先ほどの答弁だけをください。

市長（伊藤一長君） 時間が残されていませんが、再質問にお答えをいたします。

この問題、保育所の問題は、3月議会に出してもよかったんですけども、余り無理しない方がいいよ、6月議会に出してもよかったんですけども、無理しない方がいいよ、もう少しこの趣旨を保護者の方とか関係者の方にも理解していただく努力をしようではないかということでございます。ただ問題は、5カ年間で2カ所の市の保育所を民間に移譲させていただきたいというのは、これは市の既定方針でやっておりますので、この点はひとつご理解をいただきたいというふうに思

います。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、43番山本誠一議員。

〔山本誠一君登壇〕

43番（山本誠一君） 日本共産党の山本誠一です。

質問通告に基づいて、市町村合併、消費者金融被害対策、国保事業、漁業振興等について質問しますので、市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めるものであります。

第1に、市町村合併について。

市町村合併問題は今、地方政治の最大の争点となっています。長崎でも、ことしの1月29日に長崎市と周辺11町による長崎地域任意合併協議会が発足しました。しかし、今回の市町村合併の動きは、住民自治の主体者である地域住民の意思から生まれたものでも、団体自治の担い手である地方自治体の意思から生まれたものでもなく、国による上からの押しつけによるものです。このこと自体、日本国憲法がうたう地方自治の本旨に真っ向から反するものと言わざるを得ません。全国町村会が国による合併の強制に反対しているのは当然のことであります。

日本共産党が今の国による市町村合併の推進を批判しているのは、1つは、市町村合併によって自治体リストラを進め、中長期的には国の地方への財政支出の大幅な削減を図りつつ、一方、大型開発をより効率的に進められる体制づくりを狙っていること。2つには、自主的な市町村合併といいつながら、実際は国による押しつけ、強力な誘導策であり、地方自治の精神に反するものだからです。

国や財界などが市町村合併によって狙っているのは、安上がりで財界に都合のよい自治体づくり、財界本位の自治体再編です。それは1980年代後半から急速に進んだ自治体の開発会社化、すなわち大型開発優先路線を今の国と地方の財政危機のもとで新たに進めること。同時に、国から地方への財政支出を中長期の展望で大幅に削減することにあります。

今の地方財政危機の最大の要因は、公共事業の急速な拡大にあったことは明らかです。しかし、国や財界の基本的な立場は、この路線を転換するのではなく、開発型の大型公共事業を中心に引き

続き継続しようというものです。

一方、国による自治体リストラの政策を受けて、本来、自治体の最大の使命であり、仕事である住民の福祉や医療などの切り捨てが進められています。介護保険でも、高齢者介護の措置制度の廃止を伴って創設され、保育の分野でも措置が法文上は削除されました。長崎市を初め各地で公立保育所の民間移譲や民営化が進められ、公立病院などの経営からの撤退の動きさえ始まっています。これらは自治体の開発会社化の新たな段階、住民福祉の増進という自治体本来の使命と仕事の放棄につながるものです。

総務省の合併協議会マニュアルでも、「今後の財政構造改革のためにも、市町村合併により、地方行政のスリム化に努める必要がある。市町村合併は画期的な行政改革手法」とはっきり書かれています。総務省は、市町村合併によって、3,200余の市町村が1,000程度になれば、地方財政は4兆円から5兆円削減できると試算しています。さらに、今の都道府県を事実上なくして、全国を7から10程度にする道州制まで浮上しています。

以上、市町村合併をめぐる問題点を指摘し、質問いたします。

(1) 去る4月16日の長崎地域任意合併協議会幹事会における長崎市の広域行政見直し発言は、関係町に大きな衝撃と怒りを与え、対等平等の立場での合併論議ができなくなったとの強い不信感が表明されましたが、この問題の今後の対応について明らかにしていただきたい。

(2) 市町村合併問題を考える基本的な立場は、住民の利益を守ること、住民の自治を広げ、尊重するという見地を貫くことだと考えますが、今進められている合併による住民への影響をどのように考えておられるのか、明らかにしていただきたい。

第2の質問は、消費者金融被害対策について。

小泉内閣の「痛みを伴う構造改革」は、長年のバブル不況に追い打ちをかけ、リストラ、失業、倒産などが増加し、社会は荒廃し、社会的弱者は自殺、蒸発、生活破壊など、耐えがたい苦痛を受けています。高金利、過剰融資、強行取り立てにより多重債務者を生活破壊に追い込み、自己破産者が年間13万人を超え、経済苦による自殺者が年